

# 令和2年度 第3回福島県水産業振興審議会 議事録

日時：令和3年3月23日（火）  
14時00分～16時00分  
場所：杉妻会館 4階 牡丹

## 1 出席者

### (1) 福島県水産業振興審議会委員 計11名

江川章委員、佐川泉委員、立谷寛治委員、野崎哲委員、鈴木延枝委員、久保木幸子委員、高橋一泰委員、大越和加委員、北原康子委員、濱田奈保子委員、原田英美委員

### (2) 福島県 計12名

農林水産部長、農林水産部政策監、農林水産部食産業振興監、農林水産部次長（生産流通担当）、農林企画課長、農業振興課長、港湾課長、水産課長、水産事務所長、水産海洋研究センター所長、水産資源研究所長、内水面水産試験場長

## 2 議事

### (1) 新しい福島県農林水産業振興計画（中間整理案）

### (2) 今後のスケジュール及びパブリックコメントの実施

### (3) その他

## 3 発言者名・発言内容

次のとおり

司 会

(水産課主幹)

本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

本日の司会進行を務めさせていただきます、水産課副課長の平田でございます。よろしくお願いいたします。

本日使用します資料につきましては、各委員の皆様の前席に新しいものをお配りしておりますので、本日はこちらの資料で進めさせていただきます。

なお、本日の説明は資料1から資料4で行わせていただきます。参考資料として参考1から参考2を添付させていただきます。

それから、本日出席いただいております、北原委員から、福島県消費者団体連絡協議会の放射能による風評等に関するアンケートと、資料を出していただいております。

本審議会は附属機関の設置に関する条例に基づきまして設置されており、附属機関等の会議の公開に関する指針により会場に傍聴席を設け、県民の皆様へ公開することとなっておりますので御了承願います。

それでは、ただいまより、令和2年度第3回福島県水産業振興審議会を開会いたします。

なお、本日の審議会は、福島県、水産振興審議会規則第7条第1項に基づき会長が招集するものであります。

本審議会は15名の委員で構成されておりますが、本日、リモート又はサテライト会場での参加を含め11名の委員が出席されており、福島県水産業振興審議会規則第7条第3項に規定しております委員の2分の1以上の出席に達しておりますので、本審議会が成立していることを御報告いたします。

それでは、はじめに、農林水産部長からあいさつを申し上げます。

農林水産部  
部長

——部長挨拶——

農林水産部部長の松崎でございます。審議会の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、サテライト会場から参加されている委員の皆様、それから、リモート参加の濱田先生、本日は誠にありがとうございます。

震災から10年が経過いたしました。

本県水産業においては、この3月をもって、およそ9年続いた試験操業を終了し、4月から本格操業に向けた操業拡大という新たな段階へ進もうとしております。漁業関係者の皆様へのこれまでの御努力に敬意を表するとともに、県といたしましても、一日も早い復興に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

さて、前回の審議会におきまして、新しい福島県農林水産業振興計画の原案について御審議をいただきました。本日は、前回までにいただいた御意見を基に整理した中間整理案、施策の達成度を測る指標、数値設定等について御審議をいた

	<p>だきたいと考えております。</p> <p>本県漁業の復興をしっかりと支える計画とするため、委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見、御助言を賜りますようお願いを申し上げ、挨拶といたします。</p> <p>本日はどうぞよろしくお願いいいたします。</p>
司 会	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、農林水産部長は他の用務のため、ここで退席させていただきますことを御了承願います。</p> <p>それでは議事に移らせていただきます。進行につきましては、福島県水産業振興審議会規則に基づき大越会長に議長をお願いいいたします。</p> <p>まず、大越会長から御挨拶をいただきたいと思ひます。</p>
会 長	<p>——会長挨拶——</p> <p>会長の大越でございます。</p> <p>令和2年度第3回水産業振興審議会の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、年度末の御多忙中にもかかわらず、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>まず、先月13日に発生した福島県沖地震、そして今月20日に発生した宮城県沖地震により被害に遭われた皆様に御見舞いを申し上げます。</p> <p>東日本大震災から10年を迎え、福島県の沿岸漁業では今月で試験操業を終了し、本格的な操業をめざす方針を示されたという明るい話題がある一方で、これからの10年は、復興の総仕上げとともに、新型コロナウイルスに伴う新しい生活様式への対応、地球温暖化への適応など課題は多く残されています。</p> <p>本日は、今後の福島県の水産業が発展する計画となるよう皆様と議論を深め、審議会の円滑な運営に努めてまいりたいと思ひますので、委員の皆様には、それぞれのお立場から御活発な御意見をいただきますようお願いいたしまして、御挨拶とさせていただきます。</p>
司 会	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは大越会長よろしくお願いいいたします。</p>
議 長	<p>——議事——</p> <p>それでは、これから議長を務めさせていただきます。</p> <p>まず初めに、議事録署名人についてお諮りいたします。</p> <p>議長から指名してよろしいでしょうか。</p>
各 委 員	<p>(異議なしの声)</p>

議 長

はい。それでは、本日署名人として佐川委員と原田委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

まず1番、新しい福島県農林水産業振興計画中間整理案について事務局より説明をお願いいたします。

水産課長

水産課長の水野でございます。

議事の(1)新しい福島県農林水産業振興計画中間整理案について御説明いたします。

今回は、6月に予定しております、計画案のパブリックコメントを供するに当たり、これまでにちょうだいいたしました御意見を反映させた中間整理案につきまして、御審議をいただくことの要点でございます。

用います資料は、資料1、資料2-1、資料2-2でございます。

最初に、資料1、新しい福島県農林水産業振興計画(原案)に関する主な論点、意見と対応方向について御説明いたします。こちらの資料は、1月までの農業、森林、水産業の各審議会におきまして、委員の皆様からちょうだいいたしました意見、論点について対応方向を整理したもので、7項目にまとめてございます。

1ページをご覧ください。

1番の基本目標スローガンについてでございます。

上の段が9月の審議会での御意見、下の段が1月の審議会での御意見でございます。これまで、「儲かる」という表現を中心に様々な御意見をいただきました。

下段、1月の審議会では『「もうかる」「誇れる」共に創るふくしまの農林水産業と農山漁村』というスローガンを再提案させていただきました。

いただきました御意見では、「もうかる」の受け止め方は人により異なることや、水産業審議会での御意見でございますけど、「もうかる」ことは自信につながることなどの意見をいただいております。

これらの御意見に対しましては、表の右側、対応方向でございますが、「人により受け止め方や解釈が違うため、誤解を受けないように表現していく。」こと、「文章が短すぎるため、伝わるものに表現していく。」ということを対応方向といたしております。後ほど資料2の1で御説明いたします。

2ページをご覧ください。

担い手の確保についてでございます。なお、ここからは1月の審議会での御意見のみ記載しております。

担い手の確保について、水産業につきましては、一番下、漁業の担い手を確保するため、実習制度の導入や、漁業体験等の取り組みを進める必要があるのではないかという御意見でございました。こちらの対応方向につきましては、「経営的

にも魅力ある産業としながら、漁業関係者、県が一体となった、就業者の育成・支援を進める。」としており、本文のほうにも位置づけております。

次に3. 子供たちへの意識醸成についてでございます。

この部分を3番目、小中学生を対象に、より魚に親しみやすい教育活動をすべきとの御意見をいただいております。

こちらに対しましては、「小中学生を対象とした、漁業体験学習や水産の出前教室など、将来の就業へつながる取組を支援する。」としており、本文のほうにも位置づけております。

3ページをご覧ください。

上段の5番目、気候変動への対応についてでございます。温暖化の影響による漁獲対象種の変化について、適応策を検討すべきとの御意見をいただいております。こちらに対しましては、海洋観測等による環境変化の把握、漁海況予測の高度化などを推進することとしており、本文のほうにも位置づけてございます。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応について、でございます。ローカルな範囲で生産から販売・流通の仕組みが必要だとの御意見や、巣ごもり需要の増加などへの対応の検討が必要ではないかとの御意見をいただいております。これらの御意見に対しての対応は、「新型コロナウイルス感染症のもたらした新たな社会変革への強靱性を高めながら、農林水産業の目指す姿の実現を目指す。」こととしておりますが、対応方向の詳細につきましては、次の4ページにまとめましたのでご覧ください。

4ページ、新型コロナウイルス感染症に起因する影響と新しい計画における方向性の案でございます。

現段階の影響といたしましては、左側中央のグラフが水産業への影響、ヒラメの価格の推移でございますが、首都圏におきまして緊急事態宣言が発出されますと、外食産業などの需要が低下し、単価が下がるという関係が見られております。緊急的な対応といたしましては、農林漁業者の経営や生産支援として、遊漁者が大きく減少した河川での溪流魚の放流の支援、また、需要や消費の喚起支援として、県産の牛肉・地鶏に並びまして水産物の学校給食への提供支援などを行っております。

こうした取組を踏まえながら、新たな計画における方向として、右側の枠にお示ししました。

1つ目、農林水産業の目指す姿の実現に向け、感染症の拡大で顕在化いたしました課題や「新たな生活様式」を踏まえた視点を施策に盛り込んでいくこと。

2つ目、具体的には、感染症などリスクへの強靱性を高めながら、「新たな生活様式」を踏まえた、ふくしまならではの強み・特性を発揮していくこととしております。

さらに中長期的な対策でございますが、事業継続計画の策定の支援や、漁業経営のセーフティーネットの加入促進などによる経営の安定強化、食料供給産地と

して、生産基盤の維持強化、産地の生産力強化、原料の国産への切替えの動きへの対応など食品産業と産地の連携の支援、持続可能な生産のため地元産の積極的な利用など、流通・消費側に対する農林水産業などの重要性の理解促進、地方移住の観点にとらえて、新規就業者の確保の促進、こういった視点で、追加で必要となる内容を今後計画に記載していきたいと考えておりますが、視点到漏れがないかなど、委員の皆様から御意見をいただければと考えております。

3ページにお戻りいただきまして、3ページの「7. 成果を測る指標の設定について」でございます。いただきました御意見では、活動指標ではなく、成果指標を掲げるべき等の御意見をちょうだいしております。こちらについては、後ほど資料2の2で御説明いたします。

以上が、これまでにちょうだいいたしました御意見と主な論点の対応方向の概要でございます。参考の2として、1月の審議会に出していただきました御意見と対応の全体版をお配りしておりますので、参考までご覧いただければと思います。

続きまして、資料2の1、振興計画中間整理案について説明いたします。こちらの資料は、1月の審議会でお示した案から2点、加筆等を行っております。1点目は、今ほど御説明いたしました、論点と対応方向を踏まえ、記載内容の再確認を行い、記載内容の修正が必要となった部分については、下線を引いてございます。2点目は、施策の達成度を測る指標について、新たに現況値と目標値の記載をいたしました。なお、前回と同様水産に関する記載はグレーで表示しております。

資料2の1、5ページをお開きください。計画策定の趣旨等でございます。こちらの30行目、3. 計画期間につきましては、県の総合計画の期間と合わせるために、令和4年度を初年度とし、令和12年度を目標年度とする、9か年の計画と追記しております。

6ページをご覧ください。第2章、農林水産業・農山漁村をめぐる情勢でございますが、26ページまでの部分はデータ等の時点の修正での更新のみでございます。

27ページをご覧ください。27ページにつきましては、新型コロナウイルスの影響についてページを追加しております。内容は、資料1で御説明いたしました、ヒラメ単価への影響などを記載しております。

続きまして28ページをご覧ください。第3章めざす姿でございます。次の29ページに基本目標スローガンを記載しております。

29ページの10行目のスローガンは、前回1月20日の審議会でお示したとおりですが、御意見をいただきました、受け止め方や解釈の違いから誤解を受けないような表現とするため、13行目以降の説明事項の記載を全面的に見直しております。具体的には、13行目、「もうかる」とは、必要な収入を得て、経営を継続していく等の視点、「誇れる」では、29行目に「もうかる」ことだけが目標ではな

く、営むことそのものに「誇り」を感じる方々も活躍できること等を記載しております。

30 ページをご覧ください。めざす姿でございますが、こちらは前回1月の案から変更はございません。

続きまして、31 ページ、32 ページと見開きになってございますが、併せてご覧ください。施策の展開方向の体系図でございますが、32 ページの7行目にSDGsの目標について追記してございます。

続きまして34 ページをご覧ください。施策の展開方向の本文でございます。こちらは水産に関連する記載について、記載内容の変更を行った部分のみ御説明いたします。また、施策の達成度を測る指標について、新たに現況値と目標値を記載しましたが、詳細につきましては資料2の2を用いて、後ほど詳しく説明させていただきます。

52 ページをお開きください。戦略的な品種・技術の開発、の部分におきまして、37行目に「地球温暖化等の気候変動に対応しつつ」と追加で記載いたしまして、産地の生産力や競争力の強化につながる各種技術開発などにおいて、気候変動の視点を明確にしております。

次に58 ページをお開きください。消費拡大と販路開拓の部分でございますが、25行目に「米を始めとした県産農林水産物の県内消費を進めます。」と修正し、新型コロナウイルスの影響を踏まえた地産地消の方向性を明記しております。

次に69 ページをお開きください。農林水産業・農山漁村に対する意識醸成と理解促進において、19行目に施策の方向性といたしまして、「県民1人ひとりが理解を深められるよう」との記載を追加いたしまして、こちらも新型コロナの影響を踏まえた地産地消の重要性も、県民の皆様の理解が必要である旨を明記しております。

以上は、記載内容の変更を伴う点でございますが、水産につきましては、再点検した結果、既存の記載内容ではほぼ、御意見を読み取れるものと判断した結果でございます。

76 ページ以降、地方の振興計画などにつきましては、全体の施策に応じまして、修正等を行ったのみでございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして資料2の2をご覧ください。資料2の2は、施策の達成度を測る、指標の一覧でございます。

指標名、項目につきましては、1月の審議会で御説明したとおりですが、新たに現況値と令和12年度の目標値を記載しております。現況値は最新の統計値などに基づいておりますので、令和2年のもの、平成30年のものなど様々でございます。今後適宜更新してまいります。また、1月の審議会でちようだいした御意見を参考に名称を変更したのもございます。

水産に係る指標について、順に説明してまいります。

まず、1 ページ目、第1節、東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化の



No.3でございますが、沿岸漁業水揚金額ですが、定義は、沿岸漁業及び沖合底びき網漁業の属地水揚金額としております。これは、試験操業の取組を行ってきた漁業の生産状況になりますが、現況値は、令和2年で21億円、目標値は100億円以上としております。根拠といたしましては、震災前、平成22年度は92億円でしたが、震災前の回復を前提として、震災後の取組である、水産資源を持続的に管理しながら、少ない労力で高い収益を得る「ふくしま型漁業」の推進を踏まえ設定したものでございます。現行の計画におきましても同じ指標で100億円を掲げ、取り組んでおりますが、引き続き必要であると判断したものでございます。

続きまして、第2節、多様な担い手の確保・育成のNo.11、沿岸漁業新規就業者数ですが、定義は沖合底びき網を含む沿岸漁業における新規就業者数としております。現況値は、令和元年度で10人、目標値は計画期間の累計で100人以上としております。根拠といたしましては、震災直後は大きく減少した新規就業者でございますが、近年は年間10人以上となっており、ほとんどは漁業後継者でございます。引き続き、現状までの後継者加入を維持するとして、年間10名、10年間で100名としたものでございます。

次にNo.12、漁業経営体数でございますが、1月の名称から操業を再開した部分を削除しております。定義は、沿岸・沖合・遠洋漁業の経営体数の合計といたしまして、本県海面漁業の経営体の総数としております。現況値は令和元年度で590経営体、目標値は500経営体以上としております。根拠といたしましては、避けることができない人口減少トレンドと、現状の漁業就業者の年齢階層を踏まえつつ、漁業後継者を中心とした新規就業者の継続加入を踏まえ、設定したものでございます。

次に2ページをお開きください。第3節、生産基盤の確保・整備と試験研究の推進の、No.19、復旧した漁場等の生産力の発揮に取り組んだ団体数でございます。1月の審議会では、活動指標となっているとの御指摘もいただいたことから、名称は、生産機能の維持に取り組んだ件数とした部分を、生産力の発揮に取り組んだ団体数としまして、施策による成果と捉えていただけるように、名称を修正してございます。定義につきましては、復旧・利用を再開した漁場や魚礁等の管理等を行った団体数の年間累計としております。現況値は令和元年度で計15団体、目標値は計20団体としております。根拠といたしましては、震災後のがれき回収など漁場の復旧に注力してまいりましたが、多くの漁場で復旧が完了したことから、次のステップといたしまして、漁業者団体が取り組む漁場の利用実態調査、藻場干潟の保全活動、人工魚礁の利用協議、漁場の維持活動、そういった漁場の維持活動を念頭においたものでございます。

次のNo.20、戦略的な品種・技術開発に関する普及に移しうる成果数でございます。定義は、当該年度に終了した試験研究課題のうち「普及に移しうる成果」等の数としております。現況値といたしましては、令和元年度で29件、目標値は35件でございます。根拠といたしましては、農業、林業、水産業それぞれの試験研

究機関での成果の合計でありまして、現行計画での同じ章で取り組んでおりますが、引き続き、設定が必要であると判断したものでございます。

次にNo.22、水産試験研究機関が開発した技術の導入魚種数でございます。定義は、水産の現場に研究成果または技術が導入された魚種の数としております。現状値は、令和2年度で14魚種、目標値は50魚種以上としています。根拠といたしましては、ホシガレイなど種苗生産の現場で実用化や、改正漁業法で取り組むこととなった資源管理対象種の拡大とあわせて、資源評価成果等の導入などを想定したものでございます。

次に、第4節、需要を創出する流通・販売戦略の実践のNo.29、県内消費地市場における県産水産物取扱量の回復割合でございます。定義は、福島市及びいわき市の公設市場における県産水産物取扱量の回復割合としております。現況値は33%、目標値は100%以上としております。根拠といたしましては、震災前に県内に流通していました県産の水産物の量の回復状況を統計値が公表されている福島市、いわき市の公設市場でモニタリングをするものでございます。

3ページをご覧ください。次に第5節、戦略的な生産活動の展開のNo.37、海面漁業・養殖業産出額でございます。定義は、海面漁業及び養殖業産出額(属人)の合計としております。現況値は、平成30年で97億円、目標値は200億円以上としております。根拠といたしましては、こちらでは沿岸漁業に加えて、沖合・遠洋漁業、さらに養殖業も含めた本県漁業の全体の生産額とし、震災前の平成22年は、187億円であったことや、沿岸漁業の目標額を100億円としたことを踏まえて設定したものでございます。

次に、No.45、東京都消費地市場における、県産水産物の平均単価でございます。定義は、東京都中央卸売市場における、県産水産物の平均単価の回復割合としております。現況値は136%、目標値は100%以上としております。根拠といたしましては、風評対策を始めとした各種施策の成果目標として、首都圏消費地市場における震災前の本県水産物の価格に対し、維持回復できる、できているかをモニタリングするものでございます。

4ページをご覧ください。最後になりますが、第6節、活力と魅力ある農山漁村の創世のNo.50、河川湖沼の漁場環境保全に取り組む人数でございます。定義は、河川湖沼の多面的機能の維持・発揮に関わる内水面漁業協同組合の組合員数としております。現況値は1万2,828人、目標値は1万2,000人以上としております。根拠といたしましては、組合員の高齢化や若年層の加入減少など、地域の河川湖沼関係を支える方々が、大きく減少していくなか、このままの人口減少トレンドで想定した場合、漁場の環境保全を維持していくことが困難になると想定されます。そのため、今般の漁業法の改正で、組合員加入要件の緩和や、地元自治体との連携促進等の取組を展開することにより、少なくとも現状並みの担い手組合員数を維持していこうというものでございます。

以上が説明でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

水野課長ありがとうございました。

ただいま、資料1、資料2の1、2の2について御説明いただきました。

本日は、新しい計画の中間整理案についての審議が目的となっており、前回説明があった原案の修正が一つ、そして指標項目の具体的な数値設定について御説明いただきました。大変盛りだくさんの内容とはなりますけれども、前回皆様からいただいた御意見が反映されているものになっているとの御説明でした。では、これまでの内容について御意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

それでは、資料2の1の29ページ、福島県農林水産業振興計画中間整理案として、『「もうかる」「誇れる」共に創るふくしまの農林水産業と農山漁村』のスローガンについて、前回示されたものと同様ですが、ただ今説明があったとおり、子どもたちに選択される魅力ある産業、必要な収入を得て経営を継続するなど補足説明が追加されております。これについて、前回残念ながらご欠席されました野崎委員、佐川委員、高橋委員、いかがでしょうか。このスローガンに対する御意見がございましたら、お願いいたします。まず、野崎委員いかがでしょうか。

野崎委員

(離席中)

議 長

それでは、佐川委員いかがでしょうか？

佐川委員

よろしいんじゃないでしょうか。非常にわかりやすいようになっていて、私はよろしいと思います。以上です。

議 長

ありがとうございました

佐川委員から、非常にわかりやすい、これでよろしいんじゃないかという御意見でした。

高橋委員いかがでしょうか。

高橋委員

前回のときは「儲かる」が前面に出ていた感じだったが、「誇れる」「共に創る」が加わることで、前回よりわかりやすくなったと思うし、スローガンに掲げることで、将来農林水産業をやりたいという人がでてくることを期待しています。以上です。

議 長

高橋委員ありがとうございました。大変わかりやすいという御意見でした。

ほか、委員の皆様いかがでしょうか。

ただ今のスローガンについてでもよろしいですし、そのほか、資料2の2まで

の内容について、どうぞ自由に出していただければと思います。

はい。濱田委員お願いします。

濱田委員

東京海洋大学の濱田でございます。

私は、先ほど他の委員の御意見あったように「誇れる」「共に創る」っていうのが、いいなと思っていて、特に若い人たちですね、子どもの時代から水産業に関わらせるとか、例えばうちは水産系の大学なんですけど、コロナの影響もありまして、大都市から地方に行きたいという流れになっていて、大学等の学生さんたちを関わらせていただけるような取組があれば、若者がやはり担っていかねければならないので、地元の人たちもそうですが、首都圏からも応援に行くとか、関わらせていただけると、若い人たちが水産業を担う動機付けになるのかなと思いました。

議 長

濱田委員ありがとうございました。

なかなか盛りだくさんの内容なので、一つひとつ確認していくのも大変かなと思いますが、気になる箇所等ございませんでしょうか。

では、私の方からお聞きしたいんですが、前回の審議会の中で、温暖化の影響による、例えば漁獲対象種の変化等についてその対応策を検討すべきという御意見が出て、それに対して、今回対応方向として海洋観測等による環境変化の把握及び漁海況予測の高度化などを推進すると書かれていますけれども、これは特別追加して何かを始める等、具体的にどのようにこれから対応して行かれるのか御説明いただければうれしいです。

はい。水産課長お願いします。

水産課長

気候変動への対応につきましては、実態として海洋観測等において、従来から言われているレジームシフトに加えてヒートウェーブとかそういう温暖化に伴って、爆発的な、大幅な水温上昇が海洋生物に影響を与えと言われてきているところでございます。

海洋環境、海水温にしても内水面にしても温暖化の影響は、ワカサギが結氷しないとか、春先の雪代の量によっては水温の上昇とか従前から変わってくるというような影響を受けると思います。

そういう点につきまして、悪い意味では今サケの不漁、サンマの不漁とか、また今年は結果が出ていませんが、コウナゴなどについても漁協の調査においては非常に悪いという状況でございまして、それに対応したことをこれから考えていかなきゃいけないと思っています。具体的には、人為的に改善する部分の研究開発を進めるという部分と、もう一つは、適用という形で、昨年のコウナゴの不漁につきましては、カタクチイワシのシラスがある程度量がまとまったということ

でございます。また前回江川組合長さんから御指摘あったとおり、暖かい海域の魚、昔はあまりいなかったようなアカムツ（ノドグロ）のような高級魚が大きく増えてきていると、そういう部分もございますので、海況的な研究も含め、温暖化でマイナスになった分へ技術的に埋めて、先に解決されるような取組がありますし、一方では今まで福島県で活用していなかった資源、安定的に淡水計の資源を利用するような研究にも、まずは基本的な海洋観測のデータベースに展開してまいりたい。そういう方向で進めていく考えでございます。

議長

水野課長ありがとうございました。

この温暖化については、福島県でなく、各県がそれぞれ懸念している所だと思いますので、是非福島県は福島県の沿岸のところで着実にデータ等々を捕って海況の変化も見ながら、それに対応するような技術と、あとはシフトですね、どういう魚種に絞るか等々取り組んでいただけたらいいなという風に思っております。

そのほか、ございませんでしょうか。

はい。佐川委員お願いします。

佐川委員

資料の1の4ページに新型コロナウイルス感染症に起因する新しい影響と新しい計画における方向性のページの緊急的な対応という欄ですが。

現実的に我々内水面漁業者は、原発あるいは震災以来、これといった特効薬もなく、努力しながらもある程度来たといった中、今回の新型コロナウイルスが大きく影響したと。我々漁業者も影響はしていますが、それ以上に各漁業協同組合に放流種苗を作っている養殖業者さん、我々は中間育成業者と言っていますが、そう言った方々が、イベントの中止、釣り大会、つかみ取り大会が軒並み中止で、魚が余っている、非常に苦しいという話を相当聞きましたが、我々漁業者においても、放流という経費に向けるお金がないんです。

そういった中で、郡山の鯉養殖の組合の方と話をしました。学校給食も郡山市から協力を出してますが、若干セシウムが出る時があるらしく、5とか10ベクレルが出てくると、軒並み止まってしまうと。

あとは、安く利用している部分が相当あって、だから、若い人たち、後継者が「親父辞めるよ」とそういう方向に傾いてきていて、今大変な状況だという話を聞きました。育成業者さん、養殖業者さんが倒れると、我々漁協も倒れます。種苗が買えなければ他県から買うのかと、それでは福島県のブランド種苗がなくなるわけです。それは避けてほしいと先日水産課長とも話をしました。

そういった中で、昨年、9月補正の内水面漁協安定化対策事業で、ある程度経費をいただいて放流ができた。これは漁業者と養殖業者も非常に喜んでいました。今大変だというときに、どういう対策がピンポイントで打てるか、それが重要だと思います。現実的に、今後もこういう場面は出てくると思います。そうすると

やはりみんなで手を携えて、連携して生き抜くためには、こういった施策、支援をしていただかないと、軒並み福島県の内水面漁業は倒れてしまうと私は危機感を持っています。今後も福島県の内水面漁業協同組合あるいは養殖業者も期待しています。会長、なんとか頼むよと言われていました。委員の皆様にも、今は緊急事態宣言、コロナと一緒に。そういう状況にありますので、御協力、御支援よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長

はい。佐川委員ありがとうございました。

コロナの状況下にあつての、危機感、そして今後について御協力をお願いしますという情報と今後の見通し、お願ひ等についてお話がございました。

はい、鈴木委員お願ひします。

鈴木延枝委員

今、大変重いお話があつた後で、話が家に戻つてしまつて申し訳ないのですが、温暖化の影響で、獲れる魚の種類が変わつたという問題と、地産地消の問題等に関わるんですが、町に住んでいて、魚屋でしか魚に出会わないという人間からすると、例えばサンマが最近揚がらない、高くて痩せているという話を聞くと、サンマはもう食べられない、お肉にしようという風に思つてしまいます。港まで行ってどんな状況か見てくるわけではないので。

サンマがそれほど獲れなくても、他の魚がたくさん獲れている状況で、今はこの魚がおいしい、こういう調理法があると言う情報を町の方にも上げていただくと、魚を食べようという風になると思ひます。今までは、同じ魚の種類ばかり頭にあつて暮らしているのだから、それが店に出ていないと、他の魚はスルーしてしまうということもあります。情報がないばかりに、本当は魚を買いたい、食べてみたいという気持ちが内心あつても、自分から積極的に開拓しようとはなりません。情報をいただければサンマは今こういう理由で捕れなくなっている、ならこっちを食べてみようかなということになります。自分の頭の中にある魚種が、福島なら福島でよく手に入る魚、それが無くなると魚がなくなった、高くなつたようなイメージになってしまいますので、他の食材を食べてしまうということがあるので、そこを工夫していただけたらすごくありがたいと思ひます。

議 長

鈴木委員ありがとうございました。

魚種についての情報をより身近なところで伝えてほしい、そのような工夫があるといいなという御意見でした。

サテライト会場から、野崎委員御意見どうぞ、よろしくお願ひします。

野崎委員

第4章施策の展開方向において、水産資源を管理しながら水揚金額を拡大する「ふくしま型漁業」の実現との記載があり、施策の達成度を測る指標として沿岸漁業の漁獲金額100億円以上となっています。これまで、試験操業では操業海域

を本県沖に限定して実施してきました。操業海域を広げないまま、震災前を上回る100億円を達成するのは、資源に大きな影響を与えてしまうため、本格操業に向けて震災前と同様に隣県での入合操業を再開する必要があります。こうした、沿岸漁業の再開に向けた他県との調整の行程について、プランの中に入れ込むことはできないでしょうか。

議 長

野崎委員ありがとうございました。  
はい、水野課長お願いします。

水産課長

今、野崎委員からお話があったのが、100億円の水揚げを上げるためには、現状の福島県沖の漁場だけで操業していたのでは、魚の獲りすぎ、乱獲になってしまうので、震災前と同じように、隣県も含めて、震災前に行っていた漁場で操業を再開しなければいけない。そこにも行政の方にも取り組んでほしいという内容だったかと思います。

その方向性につきましては、今まで野崎委員を中心に漁連の会長という立場で操業拡大の議論を進めていただいている中になるかと思いますが、今回試験操業の終了という面が最初のスタートになって、隣の茨城県、宮城県と震災前と同じような操業というものを共有していくような流れになるのかなと考えております。

県といたしましては、県漁連の決定を受けて、両隣を含め、近傍の各県に対して福島県の漁業のほうで、震災前の操業にむけての協議を進めたいという意向であることを伝えまして、行政間の調整というものを、業界、漁連さんとの調整と平行して進めていく考えでございます。

議 長

水野課長ありがとうございました。  
沿岸漁業の水揚げ金額を100億円以上とするためには、今後、試験操業を終えて、近隣県との調整を行っていくというお話でした。  
野崎委員よろしいでしょうか？

野崎委員

そうした調整等のスケジュールを、プランの中に入れ込むことを検討いただきたいと思います。

議 長

御意見ありがとうございました。  
それでは、私の方から、資料2の1、52ページの第3節「戦略的な品種・技術の開発」の中で、着実な試験研究を推進しますとありますが、これについて今年度得られた水産分野における試験成果についてお伺いできるとうれしいです。  
水産海洋研究センターの齋藤センター所長いかがでしょうか。

齋藤海洋研究  
センター所長

水産海洋研究センターの齋藤でございます。令和2年度の主な研究成果ですが、底魚資源の管理手法に関する研究として、アカムツの資源状態と生態について、沿岸性浮魚の漁況予測技術の開発として、シラスの漁況予測について、海洋基礎生産力に関する研究として、近年のイカナゴの栄養状態について、漁況予測技術に関する研究として、ICT技術を活用した操業支援システムの構築について、県産水産物の付加価値向上に関する研究として、ホッキガイの旬推定について、各種知見を明らかにしました。今後も機会を捉えて各種成果について公表してまいりたいと考えております。

議 長

齋藤センター所長どうもありがとうございました。

ただいま、リアルタイムでのいろいろな成果、現状について、把握して報告するということでしたので、これからも随時、これらの成果についてお話いただけるといいかなと思います。よろしくお願いします。

それでは、内水面の成果について御説明いただきたいと思います。

山本内水面試  
験場長

内水面試験場の山本です。

内水面水産試験場では、まだ魚類の放射性セシウムが残っていて、排出の速度が鈍化しているということで、私たちとしてはウグイという魚を飼ったまま、放射能が入っている餌をあげながら、その排出速度、蓄積過程をかなり詳細に見てきました。生きたまま（セシウムの濃度を）測りながら、速度を解明することで、これから魚類のセシウム濃度の推移と、どのような形で排出されていくのか、何に起因することなのか、細かく見ることができました。

これを、他の魚に応用しながら、いろいろな魚を調べていって、今後漁業の再開の科学的な裏付けと、解明をしていきたいということで、昨年度内水面試験場ではいろいろやりました。

議 長

山本場長、ありがとうございました。

ただ今、内水面のほうから、内水面試験場の成果について、お話いただきました。

その他、委員の皆様から何か御意見、ご質問等ございますでしょうか。資料2の2の始業一覧表についても、御意見ございましたら伺いたいと思います。

ないようでしたら、私の方から一つ、資料2の2のNo.22、第三節の生産基盤の確保・整備と試験研究の推進のところ、水産試験研究機関が開発した技術の導入魚種数というところで、前に意見を出したと記憶しているんですが、10年後の目標で50魚種ということで、それは理解しましたが、その魚種数のみならず、それについて開発を試みた結果、成果について、途中途中でうまくいった、いかなかったいろいろあると思いますが、それらについて数だけでなく



その状況等々について途中でご報告いただけるのでしょうか。

水産課長、お願いします。

水産課長

試験研究機関の成果につきましては、毎年県の農林技術会議で普及に移しうる成果ということで、外に公表することとしております。また、今回の指標の、特に水産の部分につきましては、その種類として実際に成果が漁業生産の場で活用されているというところまで実用に移っている部分だけの数字となっておりますので、研究の状況については、毎年度研究機関の方で取りまとめているものでございますので、以前にも研究機関の方から審議会の中で報告したことがありますけれど、今後とも、まとまった時点時点で審議会において報告するよういたします。

議 長

ありがとうございました。

そのほか、ありますでしょうか。

江川委員、お願いします。

江川委員

近年、高水温が続いている中で、シラウオやコウナゴ、サケなどの魚は期待が持てないと考えています。一方で、タチウオやアカムツなどは増えており、これから獲れる魚が変わってくると思います。我々漁業者としては、獲れる魚を有効に活用していく必要がありますので、県の方々に指導いただきながら進めていきたいと考えています。

議 長

江川委員ありがとうございました。参考にさせていただきます。

原田委員おねがいします。

原田委員

福島大学の原田です。この指標のところ、2ページの第4節で需要を創出する流通・販売戦略の実践というところ、私自身は魚の消費自体を増やしていくということですか、地域の水産業が飲食店等と連携して流通を増やしたりとか、そういうことが重要だと思っているのですが、その流通や消費を増やす目標が水産に関してここでは出てきていないなど。学校給食とかは出てきていますが、何かこの辺りでうまく指標を設定できないでしょうか。

議 長

原田委員ありがとうございました。参考にさせていただきます。

それでは、あと質問、コメント等ないようでしたら、次の議題に移らせていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、2番、今後のスケジュール及びパブリックコメントの実施について事務局より御説明をお願いします。

水産課長

はい。今後のスケジュール及びパブリックコメントの実施について御説明いたします。資料でございますが、資料3の1、3の2でございます。

新しい福島県農林水産業振興計画策定スケジュール（案）について御説明いたします。資料3の1、中央に審議会のスケジュールがございます。令和2年度につきましては、令和3年3月、本日でございますが中間整理案として御審議をいただきました。年度明けまして、資料の右側に意見聴取とございますけれども、令和3年6月にパブリックコメントにて県民の皆様から広く御意見をちょうだいします。同じ時期に、市町村及び関係団体等への意見の照会を行います。その後、8月の審議会において、計画案の御審議をいただきまして、10月に答申案の御審議をいただき、最終的には11月になる予定でございますが、答申をいただきたいと考えております。

なお、資料に注意書きがございます通り、県の総合計画の策定スケジュールに応じまして、変更の可能性があることをご承知おきいただければと思います。以上が、今後の策定スケジュールの案の説明でございます。

続きまして、資料3の2、パブリックコメントの実施の案について御説明いたします。具体的な内容でございますが、今回御審議いただきました、新しい計画の中間整理案を対象といたしまして、令和3年6月上旬から1か月間、公開いたしまして、意見を公募いたします。

なお、掲載する計画の案は本日審議いただいた中間整理案に今ほどちょうどいいいたしました御意見や、コロナ対応の追記まで、事務局にて一部加筆したものを予定しております。パブリックコメントでいただきました意見につきましては、新しい計画の策定に反映していく予定でございます。以上がパブリックコメントの実施案についての御説明です。御審議のほどよろしく願います。

議 長

水野課長ありがとうございました。

ただいま、資料3の1、3の2について御説明いただきました。これまでの内容につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

各 委 員

(なし)

議 長

はい、特になければ、次の議題に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

次の議題3、その他について事務局から何かございますでしょうか。

各 委 員

(なし)

議 長

はい、ありがとうございました。

	<p>盛りだくさんの内容でしたが、本日の御審議どうもありがとうございました。本日は、新しい福島県の農林水産業振興計画の中間整理案、そして目標や、目標値等の指標について、皆様から御意見を伺いました。皆様から幅広い視点からの御意見や、具体的な始業を数字で示した、接点を示されて、本計画の達成を目指すこととするなど、前回の原案からより進んだ審議になったものと思っております。</p> <p>今回事務局から説明がありました、新しい計画の策定に当たっての中間整理案につきましては、水産業審議会として承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
各 委 員	(異議なし)
議 長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、事務局におかれましては、本日いただいた御意見や、追加の御意見を取りまとめながら、次回、今度は来年度の8月になりますけれども、検討を進めていただければと思います。</p> <p>それでは、全体を通して、御質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。</p>
各 委 員	(なし)
議 長	<p>特にないようですので、それでは、以上をもちまして本日の審議は終了いたしましたので、議長の職を終わらせていただきます。皆様の御協力大変ありがとうございました。</p>
司 会	<p>大越会長ありがとうございました。</p> <p>事務局より報告が一点ございます。水産課長から説明いたします。</p>
水産課長	<p>水産課長の水野でございます。</p> <p>お配りした資料4の御説明の時間をいただきたいと思います。</p> <p>これは令和3年度の福島県の農林水産業施策の基本方向ということで、令和3年度の実施内容をまとめたものでございます。</p> <p>まず、資料4と書いてございます表面をご覧ください。令和3年度ふくしま農林水産業振興施策コンセプトといたしまして、当部の取組を1枚にまとめたものでございます。</p> <p>取組を、上段黄色、中下段左を赤色、中央を緑色、右側を青の4つに区分しておりますが、これは新しい振興計画の柱に合わせて、処理したものでございます。この中の、水産に係る取組について御説明いたします。</p>

まず、上段黄色の東日本大震災・原子力災害からの復興といたしましては、項目1の1つめ、被災した漁場、共同利用施設等の復旧、2つめ、漁船等の整備、項目2の1つめ、ICT等の先端技術の開発・実証、現場への普及、4つめ、水産資源を管理しながら少ない労力で高収入を上げる「ふくしま型漁業」の実現に向けた取組、項目3の1つめ、風評対策といたしましては、効果的な情報発信、販路拡大、ブランド力の向上などによる、価格水準低下の固定化の打破、福島ならではのブランド確立、2つめに、輸入規制措置に対する安全確保の取組や、魅力等の発進に取り組めます。

次に左側の持続的な発展を支える強固な基盤の確保につきましては、項目の3、戦略的な新技術の開発といたしまして、先ほどセンター長からも説明ありましたが、ICTインフラを用いた、効果的な種苗の放流による資源の安定化等に取り組めます。

次に、中央の安全で魅力的な農林水産物の供給につきましては、項目1の左側1つめ、モニタリング等による安全確保に取り組むとともに、「伝わる」わかりやすい情報発信や、右側2つめ、マスメディアやSNSなど多様な媒体を活用した情報発信、3つ目、大手量販店での県産水産物の常設棚の設置やブランド力の強化や、流通拡大を図る実証等による県産水産物の競争力の強化などに取り組めます。

最後、右側の活力と魅力ある農山漁村の実現につきましては、項目1の3つめ、水産関係団体等による子どもたちに対する漁業体験学習や魚食普及、消費拡大に向けた取組や、項目2の1つめ、鳥獣被害軽減のための地域ぐるみでの総合的な対策などに取り組めます。

この資料の裏面につきましては、同じ四つの柱に該当いたします。農林水産部の事業を記載しております。

以上が令和3年度の主な取組でございますが、このほかにも普及指導事業、貝毒のモニタリング事業、水産資源の調査研究、漁業経営に必要な資金融通、漁業秩序の維持に必要な事業など、様々な取組を展開してまいりますので、よろしく願いいたします。報告は以上でございます。

司会

最後に事務局より連絡事項等がございますので、お願いいたします。

水産課長

本日は、委員の皆様から貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。先ほど大越会長からお話がありましたが、追加の御意見がございましたら、様式等は自由といたしますので、2週間後、4月6日火曜日までに、メール、ファクス等で事務局、水産課の方までお送りくださいますようお願いいたします。事務連絡は以上となります。

あわせて、今日出席いただきました鈴木委員につきましては、振興審議会の海区選出の委員ということで、今回福島海区漁業調整委員会につきまして

司会

3月末でもって任期外ということになりまして、4月1日から新しい委員ということでございますので、水産業振興審議会に出席いただくのはこれが最後ということでございます。海区委員の立場として、また弁護士の立場といたしまして、いわきにお住まいで、そういう魚とかを目にした視点での御意見など、数々参考になる御意見をいただきまして、ありがとうございます。この場を借りて御礼申し上げたいと思います。

——閉会——

委員の皆様には、長時間にわたりましてご協議いただきまして誠にありがとうございました。以上をもちまして令和2年度第3回福島県水産業振興審議会を終了いたします。